

スモンに関する調査研究費に係る不正行為の取扱いに関する要領

令和3年2月1日
健康福祉部健康推進課

(目的)

第1条 この要領は、スモンに関する調査研究において行われる研究活動について、不正行為が生じた場合、又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる行為をいう。

- 1 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- 2 改ざん：研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- 3 スモンに関する調査研究費（以下「研究費」という。）の不正使用及び受給する行為
- 4 その他不正とみなされる行為

(不正行為に関する告発)

第3条 不正行為等に関する相談及び告発を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、ホームページ等を通じて公表するものとする。

- 2 不正行為等があると思料する者は、通報窓口にご相談及び告発することができる。
- 3 前項の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。
- 4 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容（信憑性が高い場合）に応じ、顕名で告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 報道、インターネット等により、不正行為等の疑いが指摘された場合は、通報窓口へ告発があったものとして受付を行うものとする。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 7 通報窓口は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究班（以下「研究班」という。）、部局、県に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、以下の各号について、第1項による通報窓口の公表と合わせて公表するものとする。
 - (1) 不正行為に係る告発は不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること。
 - (2) 不正使用に係る告発は不正とする客観的な証拠等を示すことが必要であること。
 - (3) 告発を受付し調査を要する場合、告発者等に調査の協力を求めることがあること。
 - (4) 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は告発者等の氏名の公表、所属する組織・機関へ通知、懲戒処分、刑事告発があり得ること。
 - (5) 共同研究等で被告発者が健康推進課以外の組織・機関に及ぶ場合、当該機関に対し告発された内容等について情報提供を行うこと。
- 8 石川県は、告発者等が石川県職員の場合、悪意に基づく告発など相当な理由なしに、単に告発したことのみをもって、告発者等の職務を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な処分をしたりしてはならない。

(報告及び記録)

第4条 告発窓口は、不正行為等に関する告発を受付した場合は、速やかに最高管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発を受けた事案の内容が共同研究等で健康推進課以外に及ぶ場合は、該当する組織・機関の長に告発があった旨の通知を行うものとする。
- 3 告発窓口は、不正行為等に関する告発を受付した事案について、その手続き状況を記録するものとする。

(予備調査)

第5条 告発窓口から報告を受けた最高管理責任者は、告発内容について予備調査が必要と認めるときは、速やかに最高管理責任者が指名する職員に予備調査を指示するものとする。

- 2 最高管理責任者から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という。）は、当該事案の信憑性について予備調査を実施し、指示を受けた日から10日以内にその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の報告期限までに完了できないときは、事前に、予備調査の延長期間、延長する理由を最高管理責任者に申し出て、承諾を得なければならない。

(調査の実施等)

第6条 最高管理責任者は、通報窓口が受付した事案について、告発された内容及び予備調査を行った場合はその調査結果を踏まえて、告発を受付した日から30日以内に調査の要否を決定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の要否を決定した場合、健康福祉部長へ速やかに報告するほか、告発者等、被告発者及び研究班に対し、調査を実施する旨の通知をする。
- 3 最高管理責任者は、調査を要すると決定したときは、事実の認定前であっても、当該事案に係る支出を停止することができる。

(調査委員会の設置)

第7条 最高管理責任者は、前条第1項に基づき調査を要すると決定した場合は、不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を速やかに設置し、調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、研究班及び告発者等、被告発者と直接の利害関係を有しない第三者を含めて構成する。

(不正行為等における本調査の方法等)

第8条 最高管理責任者は、不正行為等の調査を行うにあたり、調査方針、調査対象及び調査方法等について、研究班と協議しなければならない。

(配分機関等の調査への協力)

第9条 最高管理責任者は、第6条第2項により報告した事案について、研究班から資料の提出又は閲覧、調査の進捗状況報告、中間報告、現地調査等の依頼があった場合は、調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、それらに協力しなければならない。

(事実の認定)

第10条 調査委員会は、調査開始後、150日以内に調査結果をとりまとめ、次の各号に掲げる事項の認定（以下「事実の認定」という。）を行う。

- (1) 不正行為等が行われたか否か
 - (2) 不正行為等が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の程度、不正使用の相当額等
 - (3) 不正行為等が行われていないと認定した場合は、告発等が悪意に基づくものであったか否か
- 2 調査委員会は、不正行為等の事実の認定を行うときは、調査によって得られた証拠等を踏まえ、客観的に不正行為等の事実及び故意性等を総合的に判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等と認定してはならない。
 - 3 調査委員会は、不正行為等の事実が有ると認定しようとする場合は、事前に被告発者に、口頭又は書面による弁明の機会を与え、その弁明の内容を踏まえた上で認定を行わなければならない。
 - 4 調査委員会は、不正行為等の事実が無いと認定する場合で、当該事案の告発が悪意に基づくものであると認定しようとする場合は、事前に告発者等に、口頭又は書面による弁明の機会を与え、その弁明の内容を踏まえた上で、認定を行わなければならない。

(認定結果の通知等)

- 第11条 最高管理責任者は、調査委員会が前条より事実の認定を行った場合は、速やかに健康福祉部長に報告するとともに、告発者等及び被告発者に対し、通知する。また、原則として受付の日から210日以内に、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を研究班に提出する。
- 2 最高管理責任者は、前項に定める最終報告書を受付の日から210日以内に提出できない場合は、中間報告書を作成し、受付の日から210日以内に研究班に提出する。
 - 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに、その内容について研究班に報告する。

(異議申立)

- 第12条 前条第1項による通知を受けた告発者等及び被告発者は、事実の認定の内容に異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により最高管理責任者へ異議申立を行うことができる。
- 2 異議申立は、前条による通知の発送の日から20日以内に、通報窓口へ提出されなければならない。なお、その期限内であっても、異議申立を繰り返し提出することはできないものとする。
 - 3 異議申立が期限内に行われない場合は、本規程における当該事案の事実の認定が確定するものとする。
 - 4 最高管理責任者は、告発者等及び被告発者から同条第1項により異議申立があった場合は、速やかに健康福祉部長に報告する。

(再調査)

- 第13条 最高管理責任者は、前条に基づく異議申立について、その趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 2 最高管理責任者は、再調査の可否を決定した場合は、その内容について研究班に報告するものとする。
 - 3 再調査を要すると決定した場合、調査委員会は、異議申立者に対し、異議申立の根拠資料や証拠など事実の認定を覆すに足る資料について期限を定めて提出を求めるものとする。なお、異議申立者から期限内に資料が提出されない場合は、再調査を行わず、又は打ち切ることがある。
 - 4 調査委員会は、再調査の決定の日から30日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、再調査の結果、再認定を行った場合は、速やかに健康福祉部長に報告するとともに、告発者等、被告発者及び研究班に対し通知するものとする。なお、再認定の結果をもって、本規程における当該事案の事実の認定を確定するものとする。

(事実の認定の公表等)

第14条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたとの認定をした事案は、速やかに第10条第1項の各号に定める事項について、調査結果を公表するものとする。なお、不正行為等が行われなかったとの認定をした事案は、原則として調査結果を公表しないものとする。

(不正行為等に対する処分及び名誉回復)

第15条 最高管理責任者は、事実の認定が確定し、石川県職員が次の各号に該当する場合、地方自治法及び地方公務員法並びに石川県の条例、規則及び諸規程に基づき懲戒処分等必要な処置を健康推進課等と協議の上、行うものとする。

- (1) 不正行為等への関与が認定された者
- (2) 告発が悪意に基づくものと認定された当該告発者

(名誉回復等の措置)

第16条 最高管理責任者は、事実の認定が確定し、不正行為等が行われなかったと認定した場合は、被告発者に不利益が生じないよう次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 被告発者に対する名誉を回復する措置
- (2) 被告発者の研究活動等の円滑な再開

(守秘義務)

第17条 最高管理責任者をはじめ、通報窓口、調査委員会委員、調査に携わった者は、公表された事項を除き、不正行為等の調査等に関して知り得た情報について他者に漏らしてはならない。

(要領の実施)

第18条 この規程に定めるものの他、研究費の取扱い等に関して必要な事項は、別に定める。